開催日時

2020年12月22日(火曜日) 午後1時(午後0時30分受付開始)

開催場所

東京都港区浜松町二丁目4番1号世界貿易センタービル3階WTCコンファレンスセンターRoom B

目次

第9回定時標	株主総会招集ご通知 1
(添付書類)	
事業報告 …	4
計算書類 …	20
	23
監査報告書·	28
株主総会参考	含書類32
第1号議案	資本金の額の減少の …32
件	52
第2号議案	取締役3名選任の件…32
第3号議案	監査役3名選任の件…34



第9回 定時株主 総会招集 ご通知

株式会社みらいワークス 証券コード6563 株主各位

東京都港区東新橋二丁目8番1号7階 株式会社みらいワークス 代表取締役社長 岡本 祥治

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあ げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面 又はインターネットによる議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申 しあげます。

書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年12月21日(月曜日)午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

 1. 日
 時
 2020年12月22日 (火曜日) 午後1時

 2. 場
 所
 東京都港区浜松町二丁目4番1号

 世界貿易センタービル3階

WTCコンファレンスセンターRoom B (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

第9期(2019年10月1日から2020年9月30日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 資本金の額の減少の件 第2号議案 取締役3名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件

4. 議決権行使のご案内

(1) 書面の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年12月21日 (月曜日) 午後6時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト (https://www.net-vote.com/) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2020年12月21日 (月曜日) 午後6時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。 (詳細は、3ページをご参照ください。)

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

- ①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

- ◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット 上の当社ウェブサイト(https://mirai-works.co.jp/)に掲載させていただきます。
- ◎株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、以下のウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。
 https://mirai-works.co.jp/

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

[議決権行使ウェブサイトアドレス] https://www.net-vote.com/ 議決権の行使期限は、2020年12月21日(月曜日)午後6時30分までとなっ ておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

[パソコンをご利用の方]

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

[スマートフォンをご利用の方]

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

- 3. ログインID及びパスワードのお取扱いについて
 - (1) 議決権行使書用紙に記載されているログインID及びパスワードは、本株主総会に限り有効です。
 - (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
 - (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問合わせ先】 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部 〔専用ダイヤル〕0120-975-960 〔受付時間〕午前9時~午後5時(土・日・祝日を除く)

事業報告

(2019年10月 1 日から) (2020年 9 月30日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、2020年9月29日付で連結子会社であった株式会社スキルシフトを吸収合併いたしました。これにより、2020年9月期第1四半期会計期間より連結で行っておりました開示を2020年9月期第4四半期会計期間より単体開示に変更いたしました。

当事業年度における我が国の経済は、企業の業績や雇用情勢の改善を背景に期の半ばまでは景気は緩やかな回復基調にありました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国内経済を取り巻く状況は急速に悪化いたしました。

このような環境において、当社のプロフェッショナル人材向けサービス事業は、主要サービスである「FreeConsultant.jp」において様々な事業会社を中心に新規受注を拡大、また新型コロナウイルス感染症の状況を受け、特にDX(デジタルトランスフォーメーション)案件の需要が伸びたことで、売上高は堅調に推移しております。

また、2019年11月に大阪営業所を開設し、関西エリアの顧客企業へのサービスを強化しております。岡山市役所から受託した兼業・副業戦略マネージャー募集事業において、当社プロフェッショナル人材を活用した地域のDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進や観光PR・プロモーション推進等を担うなど、大阪営業所を起点として東京以外のエリアでの事業を拡大してまいりました。

そして、2019年10月に、合弁会社である株式会社スキルシフトを設立、都市 ×地方による副業イノベーションプラットフォーム・サービス「Skill Shift」を譲 り受け、当サービスの運営を開始し、地方金融機関や自治体との業務提携を推進 してまいりました。

その後、2020年7月7日付で株式会社日本人材機構より「Glocal Mission Jobs」「Glocal Mission Times」のWebプラットフォーム事業を譲り受け、事

業を開始いたしました。「Glocal Mission Jobs」「Glocal Mission Times」の Webプラットフォーム事業は都市部プロ人材の地方転職を目的に、地方での働き 方や地方企業に関する情報発信を通じ地方への興味喚起を行い、また魅力ある地 方優良企業の経営幹部ポジションなどの転職先を紹介しております。そして地方 金融機関や人材サービス企業を中心に全国100社以上の企業との提携により全国 のプロ人材向け求人情報を収集し、プラットフォームとしての力を高め、ブランドカの向上を図っております。一方で、既存事業の拡大や新規事業展開に資する べく、営業人員含め多様な人材の採用強化のための投資を実施しております。

働き方に関する意識も従来の枠にとらわれない形へと変化し、その結果、当社グループにおいて、主要サービスである「FreeConsultant.jp」及び地方副業サービス「Skill Shift」、地方転職サービス「Glocal Mission Jobs」への登録プロフェッショナル人数が28,000名を突破しました(2020年9月末時点)。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高4,155,633千円(前年同期比15.5%増)となりました。

一方で、主に営業人員等の増員による人件費や社内システム強化に伴う経費等の増加により、営業利益77,196千円(前年同期比40.1%減)、経常利益79,371千円(前年同期比40.5%減)、当期純利益41,766千円(前年同期比54.3%減)となりました。

なお、当社は、プロフェッショナル人材向けサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(注) サービス名は商標又は登録商標です。

(2) 資金調達の状況

当事業年度中に実施をした資金調達状況は以下のとおりであります。

- ① 新株発行による資金調達 該当事項はありません。
- ② 借入による資金調達 該当事項はありません。
- (3) 設備投資の状況 該当事項はありません。

(4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 当社は2020年7月7日付で、株式会社日本人材機構より、同社の「Glocal Mission Times」「Glocal Mission Jobs」のメディア事業を吸収分割により承 継いたしました。

また当社は2020年9月29日付で、連結子会社であった株式会社スキルシフトを吸収合併し、「Skill Shift」事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。

(5) 対処すべき課題

当社の今後の経営課題とその対策は以下のとおりであります。

① マッチング方法の変化

クライアントと登録プロフェッショナル人材のマッチングについて、当社社 員がすべてに介在して、1件ずつ手厚く対応をしており、その業務工数が多大 となっております。

また現状、高単価案件を扱うプロフェッショナル人材の領域では、Web上でのマッチングを成立させることが、クライアントと登録プロフェッショナル人材の双方の意識や商習慣により困難とされていますが、将来的には変化し、この領域においても、Web上でマッチングが成立する時代がくると考えております。

当社は、これまで蓄積してきたプロフェッショナル人材領域におけるマッチングノウハウを活用し、既存ビジネスであるFCエージェント事業についても、Webプラットフォームを構築してまいります。

② 事業ポートフォリオの最適化

既存事業であるFCエージェント事業においては、紹介や人脈による営業を主として展開してきましたが、事業の拡大および「Skill Shift」や「Glocal Mission Jobs」といったプラットフォーム事業を開始したことにより、その営業手法も多様化させていく必要があります。

また、複数のマッチングサービスを行っていく上で、既存サービスと新規サービス間の登録者とクライアントの流動が進み、その対応が必要となると考えております。

そのような状況の中、クライアントとの接点、また登録プロフェッショナル 人材との関係についても、対面から非対面へと手法を変える場面も起きてくる 中で、プロフェッショナル人材との信頼関係の強化を図ってまいります。

③ 生産性の向上と仕組化

現状、当社ビジネスモデルが特異であるため即戦力人材を採用することは困難であり、新規採用の営業人員の戦力化まで、6ヶ月から1年ほどを要しております。これについて、ノウハウの共有、データ蓄積とファクトデータによる業務遂行など、より仕組化を強化してまいります。

またそれにより、経営管理の情報把握のスピードを上げ、マネジメントのスピードアップに繋げてまいります。

また、前期までに契約書や請求書のデジタル化などDX(デジタルトランスフォーメーション)を進めて参りましたが、取引先クライアントの都合により十分にすすめられない業務も存在しておりました。デジタル庁の新設や、大企業でのDX推進を背景に、弊社内でのDX推進を今後も積極的に推進してまいります。

その他、働き方の変化に伴い、情報セキュリティ保護の見直しと進化をして まいります。

(6) 財産及び損益の状況

		区	分		第6期 2017年9月期	第7期 2018年9月期	第8期 2019年9月期	第9期 2020年9月期
売	-	L	高	(千円)	2,273,750	3,033,660	3,596,455	4,155,633
営	業	利	益	(千円)	124,922	157,030	128,868	77,196
経	常	利	益	(千円)	125,245	158,784	133,509	79,371
当	期 約	純 利	益	(千円)	85,840	101,064	91,373	41,766
1杉	*当たり	当期純	利益	(円)	85.84	86.63	74.65	33.64
純	Ì	資	産	(千円)	195,790	646,469	748,739	813,625
総	Ì	資	産	(千円)	683,104	1,247,974	1,382,981	1,545,072
1 1	株当た	り純賞	資産	(円)	195.79	531.50	609.38	648.60

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数を用いて算出しております。
 - 2. 2017年11月2日付で1株につき50株の割合で株式分割を行っております。上記では2017年9月期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

なお、当社は2020年9月29日付で株式会社スキルシフトを吸収合併いたしま した。

(8) 主要な事業内容

事業	主要製品
FCエージェント事業	プロフェッショナル人材向けサービス事業。 当社に登録しているプロフェッショナル人材を顧客企業へ人材派遣を行う事業。 基幹システム開発、戦略策定やPMO及びIT、業務改善コンサルティング等。

(9) 主要な営業所及び従業員の状況

① 営業所 (2020年9月30日現在)

名称					所在地
本				社	東京都港区
大	阪	事	業	所	大阪府大阪市

② 従業員の状況 (2020年9月30日現在) 当社の従業員数

従業員数	平均年齢	平均勤続年数		
61名	38.3歳	2年2ヶ月		

- (注) 従業員数は、有期雇用契約社員及び派遣社員28名(年間の平均人員)を含んでおりません。
- (10) 主要な借入及び借入額 (2020年9月30日現在) 該当事項はありません。
- (11) その他株式会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 4,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,254,550株

(3) 当事業年度末の株主数 1,469名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
岡本 祥治	665,000	53.01
渡辺 公夫	58,100	4.63
松井証券株式会社	25,900	2.06
株式会社SBI証券	19,000	1.51
品川 広志	15,000	1.20
株式会社福崎組	14,500	1.16
佐藤 卓也	11,700	0.93
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	11,500	0.92
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	11,100	0.88
株式会社ライブスター証券	8,000	0.64

⁽注) 持株比率は自己株式(126株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
新株予約権の数	10個	57個	30個
保有人数 当社取締役及び監 査役(社外役員を 除く)	1名 (取締役:1名)	1名 (取締役:1名)	1名 (監査役:1名)
新株予約権の目的 である株式の種類 及び数	当社普通株式50,000株	当社普通株式2,850株 	当社普通株式1,500株
新株予約権の発行 価額	900円	900円	900円
新株予約権の行使 期間	自 2017年6月25日 至 2025年6月24日	自 2018年4月1日 至 2025年3月31日	自 2018年9月30日 至 2025年9月29日
新株予約権の主な 行使条件	新株予約権者の相続人に よる本新株予約権の行使 は認めない。ただし、特 別な事情があると取締役 会が認めた場合は、この 限りではない。	新株予約権者は、本新株 予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役 又は従業員(相談役、監 問契約者を含む)であることを要する。ただし、定 任期満了による退在に由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	新株予約権の権利社権の 株予約権の権利社権の を主義を は、一人の を主義を がいて、 を主義を を主義を を主義を を主義を がいてが、 を主義を でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、

- (注) 2016年3月18日付で、普通株式1株につき100株、2017年11月2日付で、 普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。上記では当該株式分割 を反映した数値を記載しております。
- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

	地位		氏名				担当及び重要な兼職
代表	長取締	役	畄	本	祥	治	社長 (株)オンサイドパートナーズ 代表取締役
取	締	役	池	\blacksquare	真植	計子	経営管理部長
取	締	役	中	Ш	康	雄	(㈱中田康雄事務所 代表取締役 一般社団法人スマート・テロワール協会 代表理 事兼会長
取	締	役	Ξ	木		浩	エヴァーオンワード(同) 代表社員 サステナジー(株)代表取締役
常勤	監査	役	武	藤	_	郎	(同)キャリアトレーナーわくわくオフィス 代表
監	査	役		ЛП	広	志	弁護士法人エムパートナーズ代表社員(弁護士) 星野リゾート・リート投資法人 監督役員 ㈱インフキュリオン・グループ 監査役 ジャパンシステム㈱ 社外取締役(監査等委員) ㈱アデランス 社外監査役 ㈱ジーンテクノサイエンス 社外監査役
監	查	役	本	行	隆	之	シロウマサイエンス(株)取締役のぞみ監査法人代表社員Hamee(株)監査役大江戸温泉リート投資法人監督役員(株)Stand by C京都代表取締役(株)ライトアップ監査役(株)NHKビジネスクリエイト監査役(株)NHKアート監査役(株)インフキュリオン・グループ監査役

- (注) 1. 池田真樹子氏の戸籍上の氏名は、宮﨑真樹子であります。
 - 2. 取締役中田康雄氏及び三木浩氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 3. 監査役武藤一郎氏及び品川広志氏及び本行隆之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 4. 監査役本行隆之氏は、公認会計士のため、財務及び会計に関する相当程度 の知見を有しております。
 - 5. 当社は取締役中田康雄氏及び三木浩氏、監査役武藤一郎氏、品川広志氏及び本行隆之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

当社は、取締役及び監査役の報酬額は、株主総会で承認されたそれぞれの報酬総額の範囲内において決定し、その決定権限を有する者は岡本祥治であり、各人の報酬額については一任しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	21百万円 (4百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	12百万円 (12百万円)
合 計	7名	34百万円

- (注) 1. 当事業年度末における取締役は4名、監査役は3名であります。
 - 2. ストックオプションによる報酬は含んでおりません。
 - 3. 2015年6月24日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額金 80百万円以内(うち社外取締役16百万円以内とし、使用人兼務役員に係る 使用人分給与を含まないものとする。)、2017年12月22日開催の定時株主 総会において、監査役の報酬額を年額金40百万円以内(うち社外監査役30 百万円以内)と決議いただいております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 社外取締役 中田康雄氏
 - ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

(株)中田康雄事務所代表取締役、一般社団法人スマート・テロワール協会代表理事兼会長であり、全ての兼職先と当社との取引利害関係は一切ありません。

- イ. 当該事業年度における主な活動状況
 - (イ) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。

- (ロ) 当社の不祥事に関する対応の概要 当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。
- (ハ) 当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額該当事項はありません。

② 社外取締役 三木浩氏

- ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係 エヴァーオンワード(同)代表社員、サステナジー㈱代表取締役であり、全 ての兼職先と当社との取引利害関係は一切ありません。
- イ. 当該事業年度における主な活動状況
 - (イ) 取締役会への出席状況及び発言状況 出席率は92%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしており ます。
 - (ロ) 当社の不祥事に関する対応の概要 当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。
 - (ハ) 当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額該当事項はありません。

③ 社外監査役 武藤一郎氏

- ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係 (同)キャリアトレーナーわくわくオフィス代表であり、兼職先と当社との 取引利害関係は一切ありません。
- イ. 当該事業年度における主な活動状況
 - (イ) 取締役会への出席状況及び発言状況 出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。
 - (ロ) 監査役会への出席状況及び発言状況 出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。
- (ハ) 当社の不祥事に関する対応の概要 当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。
- (二) 当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額該当事項はありません。

④ 社外監査役 品川広志氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

弁護士法人エムパートナーズ代表社員、星野リゾート・リート投資法人監督役員、㈱インフキュリオン・グループ監査役、ジャパンシステム㈱社外取締役(監査等委員)、㈱アデランス社外監査役、㈱ジーンテクノサイエンス社外監査役であり、全ての兼職先と当社との取引利害関係は一切ありません。

- イ. 当該事業年度における主な活動状況
 - (イ) 取締役会への出席状況及び発言状況 出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。
 - (ロ) 監査役会への出席状況及び発言状況 出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。
 - (ハ) 当社の不祥事に関する対応の概要 当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。
 - (二) 当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額該当事項はありません。

⑤ 社外監査役 本行降之氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

シロウマサイエンス㈱取締役、のぞみ監査法人代表社員、Hamee㈱監査役、大江戸温泉リート投資法人監督役員、㈱Stand by C京都代表取締役、㈱ライトアップ監査役、㈱NHKビジネスクリエイト監査役、㈱NHKアート監査役、㈱インフキュリオン・グループ監査役であり、全ての兼職先と当社との取引利害関係は一切ありません。

- イ. 当該事業年度における主な活動状況
 - (イ) 取締役会への出席状況及び発言状況 出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。
- (ロ) 監査役会への出席状況及び発言状況 出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。
- (ハ) 当社の不祥事に関する対応の概要 当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。
- (二) 当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 23,000千円 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額23,000千円
 - (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、 実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- (3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると 判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議 案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて、「内部統制システム構築の基本方針」を制定し、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- i 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制ならびに当社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制
- (i) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することならびに当社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を 定める。
- (ii) 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その 他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
- (iii) 当社の取締役会は、取締役の職務執行について監視・監督を行う。
- (iv) 当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について 監査を行う。
- (v) 当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- ii 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (i) 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、 定款及び「文書保管管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるも のとする。
- (ii) 当社は、「情報セキュリティ基本規程」等の社内規則に基づき、また「個人情報保護規程」を制定し、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。
- iii 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、リスクマネジメント活動を推進する。
- (ii) 当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を 通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
- (iii) 当社の内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。

- iv 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行う。
- (ii) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」 「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率 的に行われることを確保する。
- (iii) 当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を週1回以上開催する。
- v 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制
- (i) 当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定すると ともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内 規則の遵守状況を把握する。
- (ii) 当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき 行動基準とし、経営会議にて審議を行い、全ての役員及び従業員に対し周知 徹底を図る。
- (iii) 当社は、「内部通報規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
- (iv) 当社の内部監査担当者は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況ならびにその他業務の遂行状況を検証する。
- (v) 当社の監査役は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
- vi 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (i) 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができる。
- (ii) 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- (iii) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

- vii 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への 報告に関する体制
 - (i) 当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
 - (ii) 当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- viii その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i) 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
 - (ii) 当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。
 - (iii) 当社の監査役は、内部監査担当者の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
 - (iv) 当社の監査役は、監査法人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。
- ix 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、 監査費用のための予算を確保する。

- x 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
- (i) 当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対策規程」に則り、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。
- (ii) 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

i 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の経営管理部がモニタリングし、改善を進めております。

ii コンプライアンス

当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により、相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

iii リスク管理体制

経営会議において、各部・チームから報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

iv 内部監査

経営管理部が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,401,100	流動負債	731,447
現金及び預金	912,319	買掛金	557,185
売掛金	473,177	未払金	63,048
未成業務支出金	1,280	未払費用	20,391
前払費用	13,528	未払法人税等	13,270
その他	795	未払消費税等	26,069
固定資産	143,972	預り金	23,377
有形固定資産	15,370	賞与引当金	28,103
建物	10,979		
工具、器具及び備品	16,782	負 債 合 計	731,447
減価償却累計額	△12,391	純 資 産	の部
無形固定資産	74,311	株主資本	813,625
商標権	193	資本金	212,083
ソフトウエア	31,367	資本剰余金	192,083
ソフトウエア仮勘定	42,750	資本準備金	192,083
投資その他の資産	54,290	利益剰余金	409,994
出資金	50	その他利益剰余金	409,994
長期前払費用	16,821	繰越利益剰余金	409,994
繰延税金資産	12,230	自己株式	△536
敷金	25,188	純 資 産 合 計	813,625
資 産 合 計	1,545,072	負債及び純資産合計	1,545,072

損益計算書

(自2019年10月1日 至2020年9月30日)

(単位:千円)

科目	金	額
売上高		4,155,633
売上原価		3,285,233
売上総利益		870,400
販売費及び一般管理費		793,203
営業利益		77,196
営業外収益		
受取利息	16	
受取配当金	1	
雑収入	2,227	2,245
営業外費用		
支払利息	70	70
経常利益		79,371
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	12,155	12,155
税引前当期純利益		67,216
法人税、住民税及び事業税	28,145	
法人税等調整額	△2,696	25,449
当期純利益		41,766

株主資本等変動計算書

(自2019年10月1日 至2020年9月30日)

(単位:千円)

		株主資本					
		資本類	則余金	利益剰余金			
	資本金	資本準備金	資本剰余金合	その他利益剰 余金	利益剰余金合		
	貝本华脯並		計	繰越利益剰余 金	計		
2019年10月1日残高	200,495	180,495	180,495	368,228	368,228		
事業年度中の変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	11,587	11,587	11,587				
当期純利益				41,766	41,766		
自己株式の取得							
事業年度中の変動額合計	11,587	11,587	11,587	41,766	41,766		
2020年9月30日残高	212,083	192,083	192,083	409,994	409,994		

	株主			
	自己株式	株主資本合計	純資産合計	
2019年10月1日残高	△480	748,739	748,739	
事業年度中の変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)		23,175	23,175	
当期純利益		41,766	41,766	
自己株式の取得	△55	△55	△55	
事業年度中の変動額合計	△55	64,885	64,885	
2020年9月30日残高	△536	813,625	813,625	

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

未成業務支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物 (建物附属設備を除く) 並びに 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

② 無形固定資産 定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績が無いこと、貸倒懸念債権が存在しないことより、貸倒引当 金は計上しておりません。

② 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の影響について、当社は、現時点においては大きな影響は出ておらず、今後についても限定的と考えております。

また、今後の広がり方や収束時期等についての統一的な見解は発表されておりませんが、当社では、2021年9月期第2四半期にかけて経済状況は徐々に回復していくものと仮定しております。

こうした仮定のもと、固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。なお、今後の経過によっては、実績値に基づく結果が、これらの仮定及び見積りとは異なる可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 850,000千円

借入実行残高 -千円

差引額 850,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高 1,799千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数 普通株式 1.254.550株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 126株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 当事業年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 99,800株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	8,605
資産除去債務	598
未払事業税	1,488
その他	1,537

繰延税金資産合計 12,230

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引 は行わない方針であります。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。

買掛金、未払金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - ア 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理 当社は、社内規程に従い、案件及び取引先ごとの期日管理及び残高管理を 行うとともに、適宜信用状況を把握しております。
 - イ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新し、手許流動性を維持するなどの方法により流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合に は合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては 変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、 当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	912,319	912,319	_
(2) 売掛金	473,177	473,177	_
資産計	1,385,496	1,385,496	_
(1) 買掛金	557,185	557,185	_
(2) 未払金	63,048	63,048	_
負債計	620,234	620,234	_

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していること から、当該帳簿価額によっております。

負債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)	
現金及び預金	912,308	_	_	_	
売掛金	473,177	_	_	_	
合計	1,385,485	_	_	_	

8. 関連当事者との取引に関する注記

種	類	会社等 の名称	所在地	資本金又 は出資金	事業の内 容又は職 業			取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子ź		㈱スキル シフト	東京都港 区東新橋	10 000	地域副業 サービス の運営	所有 直 接 100%	役員の兼任	出資の 引受 (注) 1	16,020	_	_

- (注) 1. 会社設立に伴い、当社が出資の引受を行ったものであります。
 - 2. 株式会社スキルシフトは、2020年9月29日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。このため、取引金額は関連当事者であった期間の金額を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額648円60銭1株当たり当期純利益金額33円64銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月20日

株式会社みらいワークス 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 井 尾 稔 ⑩ 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 滑 川 雅 臣 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みらいワークスの2019年10月1日から2020年9月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、 監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し て以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

当監査役会は、株式会社みらいワークスの2019年10月1日から2020年9月30日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び監査計画を定め、各監査役からその監査の実施状況及び結果 について報告を受けるほか、取締役及び使用人等並びに会計監査人からその職務の執行状況 について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- (2) 監査役の監査の方法及びその内容
 - 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び監査計画に従い、取締役及び使用人等並びに他の監査役と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証 するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて 説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書に ついて検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内 部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘 すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 また、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認 めます。

2020年11月20日

株式会社みらいワークス 監査役会

常勤監査役(社外監査役)武藤 一郎 印

監査役(社外監査役)品川広志 📵

監 査 役 (社外監査役) 本行 降之 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額の減少の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。なお、これにより減少する資本金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。

(1) 減少する資本金の額

資本金の額212,083,340円を162,083,340円減少して50,000,000円とし、その減少する資本金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。

(2) 資本金の減少が効力を生ずる日 2020年2月5日(予定)

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、下記のとおり3名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴	地位、担当及び兼職の状況 所有株式数 (株)	
1	_{おかもと ながはる} 岡本 祥治 (1976年8月28日生)	2000年7月 2005年7月 2007年9月 2012年3月 2019年10月	アンダーセン・コンサルティング(株) (現アクセンチュア(株) 入社 (株) スイ・シー・エフ 入社 (株) オンサイドパートナーズ 設立 代表取締役 (現任) 当社設立 代表取締役社長 (現任) (株) スキルシフト 代表取締役	
2	いけだ まきこ 池田 真樹子 (1978年8月24日生)	2009年4月 2013年7月 2013年10月 2015年7月 2017年2月 2018年12月	(㈱イトクロ 入社 (㈱クロス・マーケティング 入社 (㈱)クロス・マーケティンググループ 出向 当社 入社	-

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴	所有株式数 (株)	
3	^{なかた} やすお 中田 康雄 (1943年2月24日生)	1979年2月2005年6月2009年11月2013年2月	同社 代表取締役社長 兼CEO、CIO 就任 (㈱中田康雄事務所 設立 代表取締役 (現任) 当社 顧問 当社 取締役 (現任)	1,000

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 岡本祥治氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
 - 3. 池田真樹子氏の戸籍上の氏名は、宮﨑真樹子であります。
 - 4. 取締役候補者の内、中田康雄氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の 社外取締役候補者であります。同氏の社外取締役に就任してからの年数は、 本定時株主総会の終結の時をもって、5年6ヶ月になります。なお、当社 は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりま す。
 - 5. 中田康雄氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営及び企業内 情報システムに知見を有していることから、公正かつ客観的な見地から的 確な助言によって当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献することを 期待したためであります。
 - 6. 当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に 基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限 度額としております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、下記のとおり3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、 次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)		各歴、地位及び兼職の状況	所有株式数 (株)
1	むとう いちろう 武藤 一郎 (1962年9月4日生)	1989年10月 1999年2月 2014年3月 2015年12月	アーサーアンダーセン アンド カンパニー (現アクセンチュア㈱) 入社同社 アンダーセンコンサルティング部門に配属 KPMGコンサルティング㈱) (現有限責任 あずさ監査法人) 入社アバナード㈱ 入社(同)キャリアトレーナーわくわくオフィス設立 代表 (現任)	100

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	8	各歴、地位及び兼職の状況	所有株式数 (株)
2	しながわ ひろし 品川 広志 (1976年12月7日生)	2002年10月 2002年10月 2008年9月 2009年9月 2010年10月 2012年1月 2013年3月 2015年6月 2016年3月 2017年7月 2017年12月 2018年9月 2019年1月 2020年3月 2020年5月 2020年6月	濱田松本法律事務所 Alston & Bird法律事務所 研修 モルガン・スタンレー証券(株)(現三菱 UFJモルガン・スタンレー証券(株))投 資銀行本部 出向 森・濱田松本法律事務所 錦華通り法律事務所 (現任) 星野リゾート・リート投資法人 監督 役員 (現任) 当社 監査役 (現任) (株)再生医療推進機構(現(株)セルテクノロジー) 監査役 (現任) ESRリート投資法人 監督役員 (現任) (規任) ESRリート投資法人 監督役員 (現任) 弁護士法人エムパートナーズ 弁護士 (現任) ジャパンシステム(株) 社外取締役 (監 査等委員) (現任)	15,000

候補者番 号	ふりがな 氏名 (生年月日)	8	各歴、地位及び兼職の状況	所有株式数 (株)
3	^{ほんぎょう} たかゆき 本行 隆之 (1976年11月7日生)	2014年6月 2014年7月 2014年11月 2016年3月 2016年3月 2016年6月 2016年6月 2016年12月 2017年6月 2017年7月	あずさ監査法人)入社 (㈱KPMG FAS 入社 (㈱能土町コンサルティング 代表パートナー (㈱Stand by C Advisory 取締役 シロウマサイエンス(㈱) 取締役 (現任) のぞみ監査法人 代表社員 (現任) (㈱Stand by C 取締役 (㈱Stand by C京都 代表取締役 (現任) 大江戸温泉リート投資法人 監督役員 (現任) (㈱カイトアップ 監査役 (現任) (㈱NHKビジネスクリエイト 監査役 (現任) 当社 監査役 (現任) (㈱NHKアート 監査役 (現任)	_

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 監査役候補者の内、武藤一郎氏、品川広志氏及び本行隆之氏は、会社法施 行規則第2条第3項第8号の社外監査役候補者であります。当該候補者3 名の社外監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をも って、4年9ヶ月、5年6ヶ月、4年になります。なお、当社は、当該候 補者3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりま す。
 - 3. (1) 武藤一郎氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は外資系コンサルティング企業及び国内監査法人での業務等、豊富な経験と知見を有しており、当社が成長していく過程での組織構築や当社の適切な組織運営に関する助言・提言を期待したためであります。
 - (2) 品川広志氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての専門的な知見と豊富な経験を有しており、コンプライアンスに係る助言・提言に加えて、幅広い見識を当社の監査に反映して頂けることを期待したためであります。
 - (3) 本行隆之氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は公認会計士としての長年の実務経験と豊富な知識及び上場企業多数社における監査役の経験

を有しており、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を解決するための助言・提言を期待したためであります。

4. 当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

以上

	$\langle \times \rangle$	Ŧ	欄〉				
_							
_							
_							
_							
_							
_							
_							
_							

株主総会会場ご案内図

世界貿易センタービル

東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル3階 WTCコンファレンスセンター「Room B」



交通のご案内

J R 山手線・京浜東北線 浜松町駅直結 東京モノレール 浜松町駅直結

都営地下鉄浅草線・大江戸線 大門駅直結 (B3出口)

(お願い)

会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。